

愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体伊予市支給物品等配布要項

(平成27年11月24日 第4回総務企画専門委員会決定)

1 目的

この要項は、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体及び愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員等の便宜を図るとともに、大会の円滑な運営を推進するため、諸物品及び案内資料等(以下「支給物品等」という。)の配布に関して、必要な事項を定める。

2 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、次のとおりとする。

(1) 選手、監督

大会実施要項に規定された参加者

(2) 大会役員

委嘱状の交付を受けた者

(3) 競技会役員

委嘱状の交付を受けた者

(4) 競技役員及び競技補助員

委嘱状の交付を受けた者

(5) 競技会係員及び競技会補助員

伊予市職員で職務上の命令を受けた者及び伊予市運営ボランティアに登録した者

(6) 式典出演者

アトラクション出演者等

(7) 視察員

体育協会役員、その他関係市町村の担当職員等

(8) 報道員

主催者から報道員と認められた者

(9) その他

愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長が必要と認めた者

3 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、案内資料等とし、それぞれの細目及び配布対象者ごとの内訳は、別に定める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、支給物品等の配布に関して、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月24日から施行する。